

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2023年9月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「ポータビリティ④制度移行に伴うポータビリティ」です。

## 第15講 「ポータビリティ④制度移行に伴うポータビリティ」 (確定拠出年金法第54条 ほか)

第14講までは離転職に伴うポータビリティについてみてきましたが、今回は制度移行に伴うポータビリティについてみてみます。

制度移行に伴うポータビリティとは、退職給付制度の改定に伴い、退職一時金や確定給付企業年金等の制度と確定拠出年金の企業型年金（以下「企業型年金」）との間で資産の移換をすることです。制度移行に伴うポータビリティに関する規定としては、確定拠出年金法第54条（他の制度の資産の移換）、第54条の6（退職金共済契約の被共済者となった者等の個人別管理資産の移換）、確定拠出年金法施行令第22条（他の制度の資産の移換の基準）などがあります。まず、主な条文をみてみましょう。

### 確定拠出年金法第54条（他の制度の資産の移換）

第1項 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される確定給付企業年金、中小企業退職金共済法（略）の規定による退職金共済又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。

第2項 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間（略）その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る（略）通算加入者等期間に算入するものとする。

### 確定給付企業年金法第82条の2（確定拠出年金を実施する場合における手続等）

第1項 事業主等は、（略）、積立金の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金における（略）加入者の個人別管理資産（略）に充てる場合には、（略）当該積立金の一部を、当該事業主等の資産管理運用機関等から当該企業型年金の資産管理機関（略）に移換することができる。

第2項以下 （略）

### 確定拠出年金法第54条の6（退職金共済契約の被共済者となった者等の個人別管理資産の移換）

第1項 実施事業所の事業主が（略）合併、会社分割（略）をした場合であって、（略）当該合併等により企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者として（略）退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、当該企業型年金加入者であった者の同意を得て、（略）資産管理機関に独立行政法人勤労者退職金共済機構（略）への（略）個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

注）実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法 54 条は、他の制度から企業型年金への移換に関する規定です。第 1 項では、確定給付企業年金、中小企業退職金共済、退職一時金の 3 つが企業型年金に移換できる制度として定められています。厚生年金基金はこの条文中には定められていませんが、読替えにより、企業型年金に移換できることとなります。また、第 12 講、第 13 講の離転職に伴うポータビリティは加入者であった者等の申出により資産が移換されるのに対し、制度間のポータビリティの場合は、事業主等（事業主及び基金）が申出や手続きを行い、資産を移換します。例えば、確定給付企業年金を実施している企業が、確定拠出年金の企業型年金も実施することとなった場合は、確定給付企業年金法第 82 条の 2 により、事業主等は、確定給付企業年金の衝立金の一部を確定拠出年金の個人型年金に移換することができると定められています。

第 2 項は、移換による効果に関する規定です。他の制度から企業型年金に資産の移換があった場合には、移換された資産の算定の基礎となった移換元制度での加入期間や勤務期間などが、確定拠出年金制度における通算加入者等期間に算入されます（確定拠出年金法施行規則第 30 条）。

なお、他の制度からの資産の移換は、確定拠出年金法施行令第 22 条により次のように分類されます。

- (1) 確定給付企業年金からの移換については、確定給付企業年金の一部を移換する場合（第 1 項第 1 号）と、確定給付企業年金を終了した場合の残余財産を移換する場合（同項第 2 号）があります。
- (2) 中小企業退職金共済からの移換については、中小企業に該当しなくなり退職金共済契約が解除された場合に解約手当金相当額の範囲内で移換するとき（同項第 3 号）と、合併に伴い退職金共済契約が解除された場合に解約手当金相当額を移換するとき（同項第 4 号）があります。
- (3) 退職一時金からの移換については、退職一時金の制度改定又は廃止に伴い自己都合要支給額の差額の範囲内で移換する場合（同項第 5 号）があります。

なお、退職一時金以外の制度からの移換は一括で行われますが、退職一時金からの移換は、移行年度（退職給与規程の改定又は廃止が行われた日の属する年度）から、移行年度の翌年度から起算して 3 年度以上 7 年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等して移換が行われます（第 35 講参照）。

また、確定給付企業年金、退職一時金制度等から企業型年金への移換は、退職給付会計上は退職給付制度の終了に該当するため、終了の会計処理を行います。終了の会計処理に関する定めは確定拠出年金法にはありません。会計処理の内容を確認する場合は、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号）が参考になります。

次に確定拠出年金法第 54 条の 6 をみてみましょう。第 54 条の 6 は、企業型年金から中小企業退職金共済への移換に関する規定で、合併等により企業型年金の加入者資格を喪失した者を中小企業退職金共済の被共済者とする場合は、事業主の申出により企業型年金の個人別管理資産を中小企業退職金共済に移換できることが定められています。第 54 条で見たように、企業型年金に移換できる制度は複数ありますが、企業型年金から制度単位で移行できる制度として確定拠出年金法に定められているのは中小企業退職金共済のみであり、また合併等の場合に限られます。

ポータビリティに関する一般的な説明では、合併等の場合における中小企業退職金共済から企業型年金への移換と企業型年金から中小企業退職金共済への移換はセットで記載されていることが多いのですが、条文上は別々に定められている点には留意が必要です。これらの移換は、合併等により企業型年金と中小企業退職金共済の 2 つの退職給付制度が併存すると、中小企業にとっては実施に係る負担が重くなることを考慮して、実施する退職給付制度を一つの制度にまとめるために認められているものです。

なお、退職給付制度の移行に伴うポータビリティではありませんが、確定給付企業年金を終了した場合における残余財産については個人型年金に移換することもできます。ただし、この場合は、事業主が主体的に移換を行うのではなく、確定給付企業年金に加入していた者の申出により移換が行われます。

今回は、「老齢給付金」です。

※記載内容は 2023 年 9 月 1 日現在の法令に基づくものです。

2022 年 5 月 1 日より、確定給付企業年金の残余財産を確定拠出年金の個人型年金に移換できるようになりました。